

法人口座を開設されるお客さまへ

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められている事項に加え、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止するため、新規の法人のお客さまにつきましては、法人の実質的支配者（法人の事業経営を実質的に支配することが可能な個人の方）を書面にて確認させていただいております。

お客さまの大切なご預金をお守りするために必要な取り組みでございますので、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【対象となる法人のお客さま】

令和7年4月以降、純新規で口座を開設されるお客さま

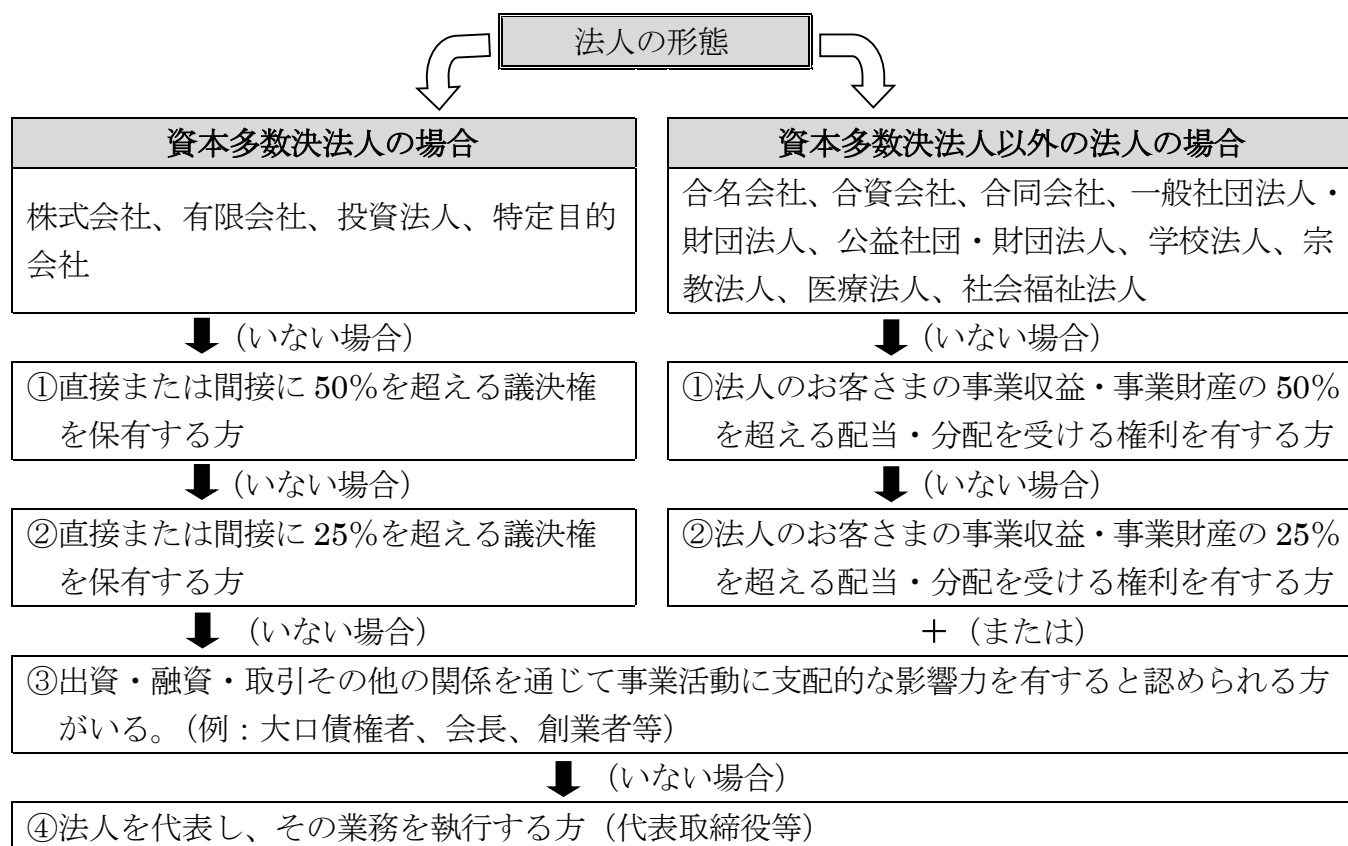
| ご用意いただく書類      |                                                                                         |                                                                                                                          |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご印鑑            | ・お届けいただくご印鑑                                                                             |                                                                                                                          |
| 法人の確認書類        | ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）<br>※直近のもの（6ヶ月以内のもの）をご用意ください。また、登記事項証明書に「現在の登記内容」が反映されていることをご確認ください。 |                                                                                                                          |
| ご来店される方の本人確認書類 | ・運転免許証、マイナンバーカード等                                                                       |                                                                                                                          |
| 実質的支配者の確認書類    | 1. 株式会社のお客さまで実質的支配者リストがある場合                                                             | 実質的支配者リスト（法務局で発行）                                                                                                        |
|                | 2. 上記1. 以外の場合<br>※出資者の構成や議決権の保有割合等で実質的支配者を確認させていただきます。                                  | (1) ～ (4) の内いずれか一点<br>(1) 法人税確定申告書別表2<br>(2) 株主名簿<br>(3) 有価証券報告書<br>(4) 定款、申告受理及び認証証明書<br>(設立後最初の事業年度を経過していないお客さまに限ります。) |

ご 留 意 事 項

- 法人の事業実態調査（現地調査等）をさせていただきます。
- お申込みから口座開設までに、1週間程度を要することがございます。
- 必要に応じて追加で書類の提示をお願いする場合や口座開設をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

# 【法人のお客さまの実質的支配者について】

犯罪収益移転防止法で定められる実質的支配者は、①～④の一番最初に該当した方になります。当金庫とお取引いただいているお客さまにつきましては、以下①～④に該当する方すべてのご申告をお願いしております。

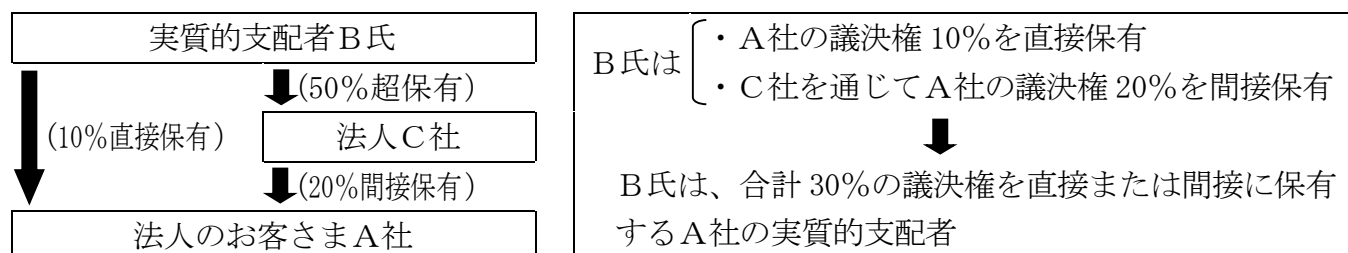


※ 間接保有とは、「議決権の 50%超を保有する支配法人」と通じて保有していることをいいます。(下記の例をご参照)

※ 病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。また、実質的支配者は個人の方となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。

※ 実質的支配者に該当する方と法人のお客さまとの関係についても確認させていただきます。

## 実質的支配者が直接または間接に 25%超の議決権を保有する例



■ 詳しい内容につきましては、お取引窓口までお問い合わせください。



山形信用金庫